

## V 海外合法木材調査概要

### 1.調査の目的

欧米を中心とする各国の木材製品についての環境ラベリング制度の動向の現状と課題について調査を行い、日本において木材の合法性や伐採地等についてラベリング表示を行う実証事業の参考とする。

### 2.調査の内容及び結果概要

#### 第1章 海外木材ラベリングの実態

##### 第1節 環境ラベリング制度

世界の主要な環境ラベル制度9制度(ドイツ・ブルーエンジェル/カナダ・環境チョイスプログラム/EU エコラベル/インド・エコマーク/韓国・環境ラベルプログラム/環境チョイス・ニュージーランド/ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン・ノルディックスワン/スウェーデン・グッド環境チョイス/米国・グリーンシール)について、制度の概要(目的・仕組みなど)、基準策定の仕組み、対象製品・品目、普及の程度、対象となっている木材製品及びその基準概要(合法性・持続可能性に関する基準が含まれているかどうか)についてとりまとめた。

- ・木材・木材製品等に対して持続可能性を環境表示の基準項目として採用している制度がいくつかあるが(EU エコラベル、環境チョイス・ニュージーランド、ノルディック・スワン)実質的には既存の森林認証制度を活用することになっている。また、木材の合法性については明記されているものはなく、一般的な法規制の順守は認定の前提条件となっている。

##### 第2節 森林認証制度

森林認証制度のうち海外で普及している FSC ( Forest Stewardship Council ) 及び PEFC 森林認証プログラムの制度概要と英国とアメリカにおける普及の度合い、消費者等の市場の反応等についてとりまとめた。

###### 【FSC】

- ・FSC の普及度合いは、認証面積は全世界で 1 億 4,783 万ヘクタール ( 80 カ国、1,078 カ所 )、COC 認証件数は、世界 106 カ国、21,879 件 ( 2011 年 11 月現在 )。
- ・英国での FSC の普及度合いは、認証面積が 1,659 千ヘクタール ( 2005 年 )、1,637 千ヘクタール ( 2008 年 )、1,586 千ヘクタール ( 2010 年 )、COC 認証件数が 464 件 ( 2005 年 )、1,582 件 ( 2008 年 )、2,122 件 ( 2010 年 ) と推移している。
- ・英国では FSC のロゴの認知度は 2010 年には 36% と前年度の 24% から 12 ポイントの上昇、また、FSC を選択的に購入しているとする人も、2007 年の 11% から 2010 年の 25% に上昇をしている。FSC-UK では、紙製品における FSC 認証製品が増えていることをその主要因に挙げている。
- ・アメリカでの FSC の普及度合いは、認証面積が 5,773 千ヘクタール ( 2005 年 )、11,424 千ヘクタール ( 2008 年 )、13,101 千ヘクタール ( 2010 年 )、COC 認証件数が 482 件 ( 2005 年 )、2,835 件 ( 2008 年 )、3,781 件 ( 2010 年 ) と推移している。

###### 【PEFC】

- ・参加している 36 カ国の 37 制度に達し、相互承認を得た森林認証制度による認証済

森林の総面積は 2 億 3,823 万ヘクタール、相互承認を得た CoC 認証は 8,680 件( 2011 年 11 月末現在 )。

- ・ 英国での PEFC の普及度合いは、認証面積が 9,000 ヘクタール ( 2005 年 ) 0 千ヘクタール ( 2008 年 ) 1,298 千ヘクタール ( 2010 年 ) COC 認証件数は 101 件 ( 2005 年 ) 920 件 ( 2008 年 ) 1,307 件 ( 2010 年 ) と推移している。
- ・ アメリカでの PEFC の普及度合いは、認証面積が 53,000 千ヘクタール ( 2005 年、SFI 認証の値でカナダ SFI を含む ) 30,197 千ヘクタール ( 2008 年 ) 33,491 千ヘクタール ( 2010 年 ) COC 認証件数が 0 件 ( 2005 年 ) 108 件 ( 2008 年 ) 347 件 ( 2010 年 ) と推移している。

### 第 3 節 日本において木材の合法性等のラベリング表示を行うに際しての提案

- ・ 環境表示については環境に配慮された製品の購入を希望する消費者に対して直接に情報提供を行う手段であるため、共通のルールに従うことが求められる。その共通ルールとして、国際規格である ISO ( 国際標準化機構 ) において 3 種類の規格が、またそれぞれに対応した JIS 規格が存在するが、木材の合法性・持続可能性に関する表示についてはタイプ I またはタイプ II が該当すると考えられる。
- ・ このうち第三者認証による環境ラベルであるタイプ I においては、基準策定や審査プロセスの公開等によって信頼性が確保されている。
- ・ 「事業者等自己宣言による環境主張」であるタイプ II においては、事業者等が製品やサービスの環境側面に関する情報を、自らの責任において宣言することになっている。このタイプにおいて信頼性を確保するためには、表示する内容について正確で、実証済であり、検証可能であること、また自主基準の詳細を情報公開すること、その自主基準への適合性評価を正確に実施することなどが求められる。

## 第 2 章 主要輸入国の合法性証明の進展状況

### 第 1 節 インドネシア、マレーシアにおける合法性証明の最近の動向

- ・ インドネシアでは、EU ( 欧州連合 ) の FLEGT-VPA が 2011 年 5 月に合意に至り、2009 年 7 月に完成していたインドネシア版 TLAS ( Timber Legality Assurance System ) に照らし合わせる形で、インドネシア政府は 4,500 社の生産・加工・輸出社の監査を行うとされている。2012 年 4 月までに指定されたチップ、ベニア等 11 製品の輸出事業者は合法性を示す書類一式を提出することが求められ、指定製品群は順次拡大される。EU もインドネシア政府とも 2013 年 3 月に EU 木材法が施行される前に FLEGT ライセンスシステムを運用させることを狙っている。
- ・ マレーシアでは、2006 年 9 月から FLEGT に関する公式交渉が始まっているが、2012 年 2 月現在で合意には至っていない。TLAS の開発も同時並行的に進められている。

### 第 2 節 ロシアにおける合法性証明の最近の動向

- ・ 前年度調査以降、ロシアにおける木材の合法性証明に関する取り組みに特段の進展は見当たらず、国家による輸出時点までの木材流通管理が書類ベースで一貫していない状況は変わっていないため、森林認証が唯一の合法性証明を仕組みである。
- ・ ロシア極東での森林認証 ( FSC ) は、2004 年に 140 万ヘクタール ( 1 件 ) から、2009 年に 250 万ヘクタール ( 3 件 ) 2010 年に 370 万ヘクタール ( 6 件 ) と着実に増えており、2012 年には 450 万ヘクタール ( 9 件 ) となることが予想されている。